取手市商工会 広報委員会 行き(FAX 0297-73-6644)

取手市商工会報チラシ同封サービス申込書

■料金表(1回・税込)

B5 · A 4 料金 ¥5, 400 B4 · A 3 料金 ¥10, 800

■由込書記入欄(下記の運用規定に同意の上お申込み下さい)

- Zelovik (robozensko zelovi zev rev r					
申込年月日	平成	年	月		
事業所名					
代表者名					(P)
事業所所在地	¥				
電話番号					n n
FAX番号					
ご担当者名					
同封希望日	平成	年	月号		

■取手市商工会報 チラシ同封サービス運用規定

- 1. このサービスは、取手市商工会員企業の発展に資することを目的とする。
 - よって、取手市商工会員以外の利用は原則として認めない。
- 2. このサービスは、取手市商工会報に会員企業の販売促進のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容および当該書類等について、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではないこと、および、下記事項を遵守するものとする。
 - 1)公序良俗に反しないこと。
 - 2) 関係法規を違反しないこと。
 - 3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - 4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと。
 - 5) その他、当該サービス運用上不適当な事項がないこと。
- 3. 前条に反する、あるいはその他の理由により、当会が不適当と認める場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、申込企業数が揃わない等やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰延べることがある。
- 4. 書類が同封される取手市商工会報は、年6回発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合があるため、会員企業が同封を希望する書類の内容によっては申込を受けかねる場合がある。
- 5. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
- 6. 当サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応すること。また、当該 サービスにより生じた取引上のトラブル等について、取手市商工会は一切の責任を負わない。
- 7. チラシ同封料金については、別に定める料金体系とし、当該書類を同封した会報発刊後、取手市商工会が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。ただし、厚さ・重量によっては別途打ち合わせにより別料金をいただく場合がある。
- 8. 取手市商工会報に同封する書類は、原則として、B5判、A4判のチラシとし、B4判、A3判等の場合は、会員事業所各自で当該書類を規定の大きさ以下に折りたたんだ状態で納品すること。
- 9. 取手市商工会報に同封する書類は、会員事業所各自で必要部数(約 1700 部:随時確認のこと)用意し、発刊月の前月末日までに取手市商工会が指定する場所に納品する(その際、残部は原則として返却しない)。
- 10. この運用規定に同意した場合、上記に押印し、発刊月の前月20日までに、折込み印刷物のサンプルとともに取手市商工会広報委員会へ提出すること。

※コピーの上、一部ずつ双方で保管すること。

取手市商工会報について

- ・体 裁 A4判、4 ページ
- 発行日 年6回発行予定
- · 発行部数 約1700部
- •配付先 当会会員 等

【お問合せ先】

取手市商工会 広報委員会 TELO297-73-1365 FAXO297-73-6644